

会 議 録

会議の名称	那珂川町個人情報保護審査会
開催日時	平成29年1月26日(木) 15時00分から16時00分まで
開催場所	那珂川町役場 勤労青少年ホーム2階 第2会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 (非公開の場合のみ)	
出席者	(1) 委員 牟田会長、磯辺委員、清永委員、菰田委員、高木委員、山崎委員 (2) 町 事務局：浅香係長、山口 説明者：小金丸係長(福祉課)、米澤係長(高齢者支援課)、小西係長(高齢者支援課)、萬係長(環境課)
傍聴人数 (公開の場合のみ)	0人
議題及び審議の内容(下記のとおり)	
<p>議題</p> <p>(1) 個人情報の例外利用及び外部提供等について</p> <p>① 例外利用(福祉課)</p> <p>説明者から、調書の概要について説明。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><事業の概要></p> <p>第4次那珂川町障がい者施策推進計画及び第5期那珂川町障がい福祉計画並びに(仮称)那珂川町役場障がい児計画策定に係る住民の意向調査の為、町内1,400人(各手帳所持者)の住民に対して、アンケートを実施する。那珂川町個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。</p> </div> <p>会 長 : 委員から質問はないか。</p> <p>委 員 : 手帳を持っている人だけの名簿は存在するのか。</p> <p>説明者 : 存在する。</p> <p>委 員 : 手帳所持者の名簿と住民基本台帳は関連付けられているのか。</p> <p>説明者 : 名簿作成の際、住民基本台帳のデータを基に作成している。</p> <p>委 員 : 調査対象の抽出作業はどこで行うのか。</p> <p>説明者 : 福祉課で行う。</p> <p>委 員 : 福祉課にある身体障害者名簿等は住民基本台帳がベースになっているということであるが、この身体障害者手帳等はもともと、別目的で作られているのか。</p> <p>説明者 : 法で名簿台帳作成が義務つけられている。</p> <p>委 員 : 例外利用の記録の名称欄に、身体障害者名簿等があるのかいないのか。目的外</p>	

になるのか、ならないのか。

委員 : 法律により、名簿作成が義務付けられており、その利用目的が定められているがその法律の利用目的の中に今回の利用が入っているのか。

説明者 : 入っていない。

委員 : 入っていないのであれば、身体障害者名簿等も目的外利用の承認が必要になるのではないか。

説明者 : 外部提供については法律の利用目的の範疇を超えるが、あくまで福祉課の業務内の利用と思われる。

委員 : アンケートの開封作業は業者が行うのか。その後は。

説明者 : 開封作業は業者が行い、集計分析まで行う。

委員 : 今回の身体障害者名簿は業務内での利用ということだが、アンケート発送業者は、このアンケートを送る人は障がいのある人ということが分かってしまう。これは名簿提供と同じことではないか。

説明者 : 住民基本台帳から無作為抽出ではなく、障害者手帳を持っている人ということから、台帳の情報を利用しつつ、あくまでも外部提供ではなく、目的外利用ということになると思われる。

委員 : 住民基本台帳マスターの例外利用だけではなく、障害者名簿等についても目的外利用ということで追加として審議することにする。

委員 : あて先不明の際は、どこに戻ってくるのか。

説明者 : あて先は福祉課となっているため、全て役場へ返送される。

会長 : 他に意見等ないか。それでは、福祉課障がい者支援担当が、第4次那珂川町障がい者施策推進計画及び第5期那珂川町障がい福祉計画並びに（仮称）那珂川町役場障がい児計画策定に係る住民の意向調査の為、住民基本台帳マスターを例外利用すること及び、身体障害者対象者名簿、療育手帳対象者名簿、精神手帳対象者名簿を目的外利用することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。

②外部提供（高齢者支援課）

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

高齢者が徘徊等により行方不明になった場合、春日署と連携し早期発見・保護するために本人の家族の同意を得て徘徊高齢者等の事前登録を行うにあたって、届出者の情報及び徘徊高齢者等の本人情報を外部提供することについて、那珂川町個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会長 : 委員から質問はないか。

委員 : 家族の事前登録となっているが周知はどのようにするのか。

説明者 : 広報と認知症の方は介護保険認定を受けている方が多いので、ケアマネージャー等にも通知するため、ケアマネージャーからの周知が中心となるのと考えている。

委員 : 対象者へ配布するステッカーは一人当たり何枚程度か。
説明者 : 1人当たり10枚程度で、靴等に貼れるサイズである。
委員 : 申請があれば対象者が誰であれ全て届け出を受理するのか
説明者 : 申請書の内容で徘徊歴があると書かれていれば受ける。認定調査の書類や主治医の意見書類等を参考にするが、ご家族がどうしてもということであれば、お話は聞かせていただく。
委員 : 見るからに、認知症等はないと思われる方の家族からの申請があった場合は。
説明者 : 予想はされるが、そこは話を聞きながらどうしてもということであれば、必要性を聞き取ることになるかと思われるが、柔軟な対応をしていきたい。
委員 : 対象者は何人程度を想定しているか。
説明者 : 窓口相談が10件程度であることや、人口の5人に1人が認知症と言われているため、割り戻すと150から200人程度かと考えている。
委員 : ケアマネージャーからの申し込みも受けるのか。
説明者 : 申込には必ず家族の同意が必要となるため、ケアマネージャーが申請書を持参した場合でも家族の同意があれば受け付ける。
会長 : 他に意見等ないか。それでは、高齢者支援課高齢福祉担当が徘徊高齢者等事前登録申請のため、届出者情報及び本人情報を外部提供することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。

③例外利用（高齢者支援課）

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

那珂川町地域包括支援センターが平成29年4月から1施設増設されることに伴い、地域包括支援センター業務のため、相談者本人及び家族の状況把握のため、また要支援者にケアプランを提供する為、住民基本台帳及び介護保険台帳の例外利用について、那珂川町個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会長 : 委員から質問はないか。
委員 : 新しくできる第2地域包括支援センターの管理運営を行う社会福祉法人とは。
説明者 : 那珂川福祉会という。町内で老人福祉施設を運営している社会福祉法人である。
委員 : 那珂川町社会福祉協議会と同じことをしているのか。
説明者 : 同じではない。介護福祉施設の運営を行っている法人であるため、社会福祉協議会とは異なる。
委員 : 第2地域包括支援センターで働く人は、那珂川福祉会に勤める人になるのか。
説明者 : 第2地域包括支援センターで働く人は、那珂川福祉会の人となる。
委員 : 機密情報の取り扱いについて定期的な報告を行うと契約書にあるが。
説明者 : 定期的な業務報告を受けており、その中に盛り込まれている。

委員 : 契約書内に所定の担当者以外が個人情報を扱ってはならないとあるが。
説明者 : 管理者でなければ個人情報を確認する端末を操作できないとしている。
委員 : 所定の管理者が誰であるか町は把握しているのか。
説明者 : 把握している。
会長 : 他に意見等ないか。それでは、高齢者支援課介護保険担当が地域包括支援センター業務遂行の為、住民基本台帳マスター及び介護保険台帳を例外利用することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。

④外部提供（環境課）

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

福岡県筑紫保健福祉環境事務所（県筑紫保健所）による、大型犬の飼い主に対する調査等を行うため、大型犬の飼養者氏名・住所及び飼い犬の情報を福岡県筑紫保健福祉環境事務所保健衛生課生活衛生係へ外部提供することについて、那珂川町個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会長 : 委員から質問はないか。
委員 : この調査は平成21年度からずっと行っているものか。
説明者 : 平成21年度に行われた大型犬飼養実態調査の際は今回同様名簿の提出及び、原則訪問の上、立ち入り調査を行っている。その後、畜犬管理台帳は法に基づき作成を行っているが、大型犬に限定した立ち入り調査等は行っていない。今回平成21年度と同様の調査を行う経緯として、狂犬病が100%の致死率であることや重篤な咬傷事件の防止等から再度立ち入り調査を行い適正な飼養管理がなされているかを調べるものである。
委員 : 大型犬だけの畜犬管理台帳があるのか。
説明者 : 畜犬台帳そのものは、様々な犬種のもものが混在しているため、大型犬のみ抽出の上、提出する。
委員 : 提出期限（H29.1月末）は何の提出期限か。
説明者 : 資料提供（大型犬畜犬台帳）の提出期限である。資料提供後、時間をかけて立ち入り調査を行うものである。
会長 : 他に意見等ないか。それでは、環境課生活環境担当が福岡県筑紫保健福祉環境事務所（県筑紫保健所）による、大型犬の飼い主に対する調査等を行うため那珂川町在住の大型犬の飼養者及びその飼い犬情報を福岡県筑紫保健福祉環境事務所保健衛生課生活衛生係へ外部提供することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長 : 承認する。

